

第 6 章 市民活動の促進

(市民活動団体の役割)

第 18 条 自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その特性と専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努めるものとする。

3 市民活動団体は、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ組織等及び市と連携、協力を努めるものとする。

【条文の趣旨】

第 18 条は、協働のまちづくりを推進していくための市民活動団体の役割を定めています。

【解説】

■ 第 1 項

市民活動とは、市民等が自主的、自発的に行う営利を目的としない公益性のある活動です。こうした市民活動を行う団体は、個々の目的や考え方にに基づき多様な活動が可能であり、法律や制度に基づく事務手続きもそれほど必要ないため、迅速で機動力のある公共サービスを提供することができる等の特性があります。また、活動のテーマも特化されていることから、専門知識を持った人材を集めることができるため、専門性を高めやすいといった面もあります。市民活動団体が新たな公共サービスの担い手として果たす役割は今後益々高まると考えられることから、その専門性や特性を生かして協働のまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

■ 第 2 項

市民活動団体が継続した活動を行い、自ら掲げる活動目的を円滑に達成していくためには、市民活動団体の活動が市民等に広く認識され理解されることが重要になります。また、市民をはじめとする様々なまちづくりの主体との連携、協力の輪を広げるためには、市民活動団体の活動内容を分かりやすく情報提供していくことが必要になります。こうしたことから、市民活動団体は、団体の活動内容の積極的な周知啓発に努めることとしています。

■ 第 3 項

市民活動団体に取り組む社会的課題は多様で多岐にわたります。市民活動団体がその活動を活性化させ、社会貢献性のある活動に取り組んでいくためには、

地域コミュニティ組織等まちづくりに携わる様々な主体との連携、協力が必要となります。こうしたことから、市民活動団体は様々なまちづくりの主体との連携、協力を努めることとしています。

(市民活動への支援)

第19条 市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。

2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。

3 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実を推進するものとする。

4 市は、市民活動を促進するために市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。

【条文の趣旨】

第19条は、市民活動を促進させるための市民活動団体に対する市の支援について定めています。

【解説】

■第1項

自主性、自立性をもって主体的に活動することが市民活動団体の本来あるべき姿であることから、市は市民活動団体の自主性、自立性を尊重し対等な関係で支援を行うこととしています。また、市民活動団体同士がお互いにつながりをもって協力関係を築くことは、市民活動団体の課題解決力の向上にもつながることから、市は市民活動団体同士の交流促進を推進することとしています。

■第2項

市民活動団体が社会的課題の解決に取り組むためには、市民活動に関する情報をはじめとする様々なまちづくりに関する情報が必要になります。また、市民活動の輪を広げていくためには、市民活動団体の活動を市民等に理解してもらうことが重要になります。このため、市は市民活動に関する情報をはじめとするまちづくりに関する情報を市民活動団体に積極的に提供し、市民等に対し市民活動団体の果たす役割や目的等を周知啓発することとしています。

■第3項

市民活動団体の活動しやすい環境整備を図り、市民活動団体同士の交流やネットワーク作りの推進を図るため、市は、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実を図ることとしています。

■第4項

市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体に対する情報の提供、相談、財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。